

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|----------------------------------|--|-----|--------|-------|---------------------------------------|------|
| 第1 基本方針 | | | | | 法第43条 | |
| | (1) 指定療養介護事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第3条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第3条第2項 | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日まで努力義務、令和4年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第3条第3項 | |
| | (4) 指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第49条 法施行規則第2条の2 | |
| 第2 人員に関する基準 | | | | | 法第43条第1項 | |
| 1 指定療養介護事業所の従業者の員数 | 指定療養介護事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第1項 | |
| (1) 医師 | 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第1項第1号 | |
| (2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）及び生活支援員 | ① 看護職員の数は指定療養介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上となっているか。 ② 生活支援員の数は指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上となっているか。 ただし、看護職員が①の基準を超えて配置されている場合は、基準を超えて配置している看護職員を生活支援員に含めることができる。 また、生活支援員のうち、1人以上は常勤となっているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第1項第2号 | |
| (3) サービス管理責任者 | 指定療養介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第1項第4号 平18厚令171第50条第6項 | |
| (4) 利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第2項 | |
| (5) 職務の専従 | 指定療養介護事業所の従業者（（1）及び（2）①に掲げるものを除く）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第4項 | |
| (6) 特例による指定 | 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供する場合は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、（1）～（5）の基準を満たしているものとみなすことができる。 また、指定療養介護事業者が、指定医療機関の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供することをもって、（1）～（5）の基準を満たしているものとみなすことができる。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第50条第7項 平18厚令171第50条第8項 | |
| (7) 管理者 | 指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第51条 | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|---|--|-----|--------|-------|-------------------------|------|
| 第3 設備に関する基準 | | | | | 法第43条第2項 | |
| 1 設備 | ① 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営に必要な設備を備えているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第52条第1項 | |
| | ② ①の設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。) | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第52条第2項 | |
| 2 特例による指定 | 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供する場合は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第53条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、①及び②の基準を満たしているものとみなすことができる。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第52条第3項 | |
| 第4 運営に関する基準 | | | | | 法第43条第2項 | |
| 1 内容及び手続きの説明及び同意 | (1) 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第9条第1項) | |
| 2 契約支給量の報告等 | (1) 指定療養介護事業者は、入所又退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 (2) 指定療養介護事業者は指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 (3) 指定療養介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第53条第1項 | |
| 3 提供拒否の禁止 | 指定療養介護事業者は、正当な理由がなく指定療養介護の提供を拒んでいないか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第11条) | |
| 4 連絡調整に対する協力 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第12条) | |
| 5 受給資格の確認 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第14条) | |
| 6 介護給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定療養介護事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第15条第1項) | |
| 7 心身の状況等の把握 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第16条) | |
| 8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第17条第1項) | |
| 9 サービスの提供の記録 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定療養介護の提供の都度記録しているか。 (2) 指定療養介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第53条の2第1項 | |
| 10 指定療養介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定療養介護事業者が指定療養介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、11の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。) | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第20条第1項) | |
| | | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第20条第2項) | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|------------------|---|-----|--------|-------|-----------------|------|
| 11 利用者負担額等の受領 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第54条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額等の支払を受けているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第54条第2項 | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 日用品費 ② ①のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第54条第3項 | |
| | (4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第54条第4項 | |
| | (5) 指定療養介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第54条第5項 | |
| 12 利用者負担額に係る管理 | 指定療養介護事業者は、支給決定書障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額等を算定しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第55条 | |
| 13 介護給付費の額に係る通知等 | (1) 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護給付費の額を通知しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第56条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第56条第2項 | |
| 14 指定療養介護の取扱方針 | (1) 指定療養介護事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第57条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第57条第2項 | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第57条第3項 | |
| 15 療養介護計画の作成等 | (1) 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第1項 | |
| | (2) サービス管理責任者は療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第2項 | |
| | (3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第3項 | |
| | (4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第4項 | |
| | (5) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第5項 | |
| | (6) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第6項 | |
| | (7) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第7項 | |

療養介護

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 | 適・否 | 現 状 ・ 問 題 点 | 条 例 ・ 規 則 | 根 拠 法 | 関 係 書 類 |
|-----------------------|--|-----|-------------|-----------|-----------------|---------|
| | <p>(8) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 療養介護計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第58条第8項 | |
| 16 サービス管理責任者の責務 | <p>サービス管理責任者は、療養介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第59条 | |
| 17 相談及び援助 | <p>指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第60条 | |
| 18 機能訓練 | <p>指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第61条 | |
| 19 看護及び医学的管理の下における介護 | <p>(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第62条第1項 | |
| | <p>(2) 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第62条第2項 | |
| | <p>(3) 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第62条第3項 | |
| | <p>(4) 指定療養介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第62条第4項 | |
| | <p>(5) 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第62条第5項 | |
| 20 その他のサービスの提供 | <p>(1) 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第63条第1項 | |
| | <p>(2) 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第63条第2項 | |
| 21 緊急時等の対応 | <p>従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第64条 | |
| 22 支給決定障害者に関する市町村への通知 | <p>指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第65条 | |
| 23 管理者の責務 | <p>(1) 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第66条第1項 | |
| | <p>(2) 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に指定基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第66条第2項 | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|---------------------|--|-----|--------|--------------------|---------------------------|------|
| 24 運営規程 | 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第67条 | |
| 25 勤務体制の確保等 | (1) 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第68条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。) | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第68条第2項 | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第68条第3項 | |
| | (4) 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第68条第4項 | |
| 26 定員の遵守 | 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第69条 | |
| 27 非常災害対策 【独自基準】 | (1) 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(事業所防災計画)を策定し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しているか。 | 適・否 | | 条例第5条第3項 【独自基準】 | 平18厚令171第70条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行っているか。 | 適・否 | | 条例第5条第3項 【独自基準】 | 平18厚令171第70条第2項 | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | 適・否 | | 条例第5条第3項 【独自基準】 | 平18厚令171第70条第3項 | |
| | (4) 指定療養介護事業者は、(2)の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行っているか。 | 適・否 | | 条例第5条第4項 【独自基準】 | | |
| | (5) 指定療養介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定療養介護事業者において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めているか。 | 適・否 | | 条例第5条第5項 【独自基準】 | | |
| 28 業務継続計画の策定等 | (1) 指定療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定療養介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第33条の2第1項) | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第33条の2第2項) | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用(第33条の2第3項) | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|-------------|--|-----|--------|-------|---------------------------|------|
| 29 衛生管理等 | (1) 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第71条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知 ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第71条第2項 | |
| 30 掲示 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第72条第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第72条第2項 | |
| 31 身体拘束等の禁止 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第35条の2第1項） | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第35条の2第2項） | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 ※（3）は令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 ※令和5年4月1日以降は、（3）に規定されている事項が実施されていない場合も身体拘束廃止未実施減算の対象 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第35条の2第3項） | |
| 32 秘密保持等 | (1) 指定療養介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第36条第1項） | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第36条第2項） | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第36条第3項） | |
| 33 情報の提供等 | (1) 指定療養介護事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第37条第1項） | |
| 34 利益供与等の禁止 | (1) 指定療養介護事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定療養介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第38条第1項） | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条準用（第38条第2項） | |

療養介護

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 | 適・否 | 現 状 ・ 問 題 点 | 条 例 ・ 規 則 | 根 拠 法 | 関 係 書 類 |
|-------------|--|-----|-------------|-----------|---|---------|
| 35 苦情解決 | (1) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第1項) | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第2項) | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第3項) 法第10条第1項 | |
| | (4) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第4項) 法第11条第2項 | |
| | (5) 指定療養介護事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第5項) 法第48条第1項 | |
| | (6) 指定療養介護事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第6項) | |
| | (7) 指定療養介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条 | |
| 36 事故発生時の対応 | (1) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第40条第1項) | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第40条第2項) | |
| | (3) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第40条第3項) | |
| 37 虐待の防止 | 指定療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※令和4年3月31日までは努力義務、令和4年4月1日から義務化。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第76条 準用(第40条の2) | |
| 38 地域との連携等 | 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第74条 | |
| 39 記録の整備 | (1) 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第75条 第1項 | |
| | (2) 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。 ① 療養介護計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第75条 第2項 | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|-----------------------|--|-----|--------|-------|-----------------------------------|------|
| 40 電磁的記録等 | 指定療養介護事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。 | | | | | |
| | (1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2の（1）の受給者証記載事項又は5の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第224条第1項 | |
| | (2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。 | 適・否 | | 条例第4条 | 平18厚令171第224条第2項 | |
| 第5 変更の届出等 | | | | | 法第46条 | |
| 1 変更及び休止した事業の再開の届出 | (1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。 | 適・否 | | | 法第46条第1項 法施行規則第34条の23 | |
| 2 廃止又は休止の届出 | (2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。 | 適・否 | | | 法第46条第2項 法施行規則第34条の23 | |
| 第6 業務管理体制の整備等 | | | | | 法第51条の2 | |
| 1 業務管理体制の整備 | (1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。 | 適・否 | | | 法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28 | |
| 2 業務管理体制の届出及び変更の届出 | (2) 指定障害福祉サービス事業者は、（1）において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県（又は厚生労働大臣）に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 （届出については、法人単位で行う。） | 適・否 | | | 法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28 | |
| 第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告 | | | | | 法第76条の3 | |
| 障害福祉サービス等情報公表制度の報告 | 指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報（法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報）を県に報告しているか。 （報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う） ①サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 （法施行規則第65条の9の8別表第1号） ②毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報 及び運営情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号） | 適・否 | | | 法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9 | |
| 第8 介護給付費の算定及び取扱い | | | | | 法第29条第3項 | |
| 1 基本事項 | (1) 指定療養介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号（報酬告示）の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価（10円）を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護に要した費用の額となっているか。） (2) (1)の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 適・否 | | | 法第29条第3項 平18厚告523一 平18厚告539 | |
| | | 適・否 | | | 平18厚告523二 | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|------------------------------------|---|-----|--------|-------|---|------|
| 2 療養介護サービス費 | | | | | | |
| (1) 基本報酬 ①療養介護サービス費(I)～(IV)の利用者 | <p>療養介護サービス費I～IVは、次の①から④のいずれかに該当する利用者に対して、療養介護を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者 (ア) 進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者(重症心身障がい者) (イ) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者 (ウ) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上である者 (エ) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障がい者であって、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、8点以上である者</p> <p>③ ①及び②に掲げるものに準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</p> <p>④ 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設(整備法第5条による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用している者</p> <p>※スコア表：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表 ※別に厚生労働大臣が定める基準：平18厚告543第16号参照</p> | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注1 平18厚告556 平18厚告543十六(平18厚告543四準用、別表第2) 区分省令別表第1 平24厚告122別表1の1 | |
| ②療養介護サービス費(V)の利用者 | 平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の一のイ又はロに該当する者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注2 平18厚告556一 | |
| ③療養介護サービス費(I) | 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(②で定める者を除く。)の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者(②⑧で定める者を除く。)の数の合計数の100分の50以上であるものとして県に届け出た指定療養介護の単位において、療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注3 平18厚告551一のイ | |
| ④療養介護サービス費(II) | 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(②で定める者を除く。)の数の平均値を3で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるもの、として県に届け出た指定療養介護の単位において、療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注4 平18厚告551一のロ | |
| ⑤療養介護サービス費(III) | 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(②で定める者を除く。)の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして県に届け出た指定療養介護の単位において、療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注5 平18厚告551一のハ | |
| ⑥療養介護サービス費(IV) | 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(②で定める者を除く。)の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの、又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして県に届け出た旧指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した指定療養介護の単位において、療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の1注6 平18厚告511一のニ | |

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|-----------------------------------|---|-----|--------|-------|-----|--|
| ⑦療養介護サービス費(V) | 当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして県に届け出た指定療養介護の単位において、療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の1注7 平18厚告551一のホ |
| ⑧経過的療養介護サービス費(I) | 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位毎に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であるものとして県に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の1注8 平18厚告551一のへ |
| 減算 (定員超過減算、人員欠如減算、個別支援計画未作成減算) | 療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数又は従業者の員数が以下に該当する場合（減算割合が大きい方を適用） (定員超過減算) ・過去3月間の平均利用者数が、利用定員に開所日数を乗じた数に100分の105を乗じて得た数を超える場合 当該月の利用者全員に100分の70 ・1日あたりの利用者の数が、利用定員に応じて以下に該当 当該日の利用者全員に100分の70 利用定員が50人以下：利用定員数に100分の110を乗じた数を超える場合 利用定員が51人以上：利用定員数から50を引いた数に100分の105を乗じた数に55を加えて得た数を超える場合 (人員欠如減算) ・基準上配置すべき職員が、1割を超えて員数を満たさない場合は翌月から、それ以外で要件を満たさない場合は翌々月からそれぞれ起算して、解消に至った月まで、利用者全員に減算 2月間は100分の70、3月目以降は100分の50（職員欠如減算） ・サービス管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50（サービス管理責任者欠如減算） ② 療養介護計画が作成されていない場合（個別支援計画未作成減算） 作成されていない期間が3月未満 100分の70 作成されていない期間が3月以上 100分の50 (※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用) | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の1注9 平18厚告550一 留意事項通知第二の1(7)(8)(10)(13) H30.3.30報酬改定 Q&A vol.1 問21 H30.5.23報酬改定 Q&A vol.3 問2 |
| (身体拘束廃止等未実施減算) | やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合又は身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき所定単位数から減算しているか。 (ただし、令和5年3月31日までの間は、第4の31の(3)に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。) | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の1注10 留意事項通知第二の1(12) |
| (公設減算) | 地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。(療養介護サービス費(IV)を除く) | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の1注3～8 |
| (2) 地域移行加算 | 入院期間が1月を超えると見込まれる療養介護の利用者の退院に先立って、指定基準上、置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して退院後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行い、それを記録した場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算しているか。 当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行い、それを記録した場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算しているか。 (退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、算定不可) | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の2 |
| (3) 福祉専門職員配置等加算 | | | | | | |
| ①福祉専門職員配置等加算(I) | 指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるとして県に届け出た指定療養介護事業所において、療養介護を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。 | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の3注1 |
| ②福祉専門職員配置等加算(II) | 指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるとして県に届け出た指定療養介護事業所において、療養介護を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。((I)との併算定は不可) | 適・否 | | | | 平18厚告523別表第5の3注2 |

療養介護

| 主 眼 事 項 | 着 眼 点 | 適・否 | 現 状 ・ 問 題 点 | 条 例 ・ 規 則 | 根 拠 法 | 関 係 書 類 |
|------------------------------------|--|-----|-------------|-----------|--------------------------------------|---------|
| ③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) | 次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定療養介護事業所において、療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の3注3 | |
| (4) 人員配置体制加算 | | | | | | |
| ①人員配置体制加算(Ⅰ) | 旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、生活支援員等の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上である場合に算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の4注1 | |
| ②人員配置体制加算(Ⅱ) | 旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、生活支援員等の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上である場合に算定しているか。 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の4注2 | |
| (5) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 ※施設入所者に限る | 指定障害者支援施設等において療養介護を利用する入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 ①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の5 | |
| (6) 福祉・介護職員処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の64に相当する単位数 ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の47に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 上記サービス費・加算の合計数の1000分の26に相当する単位数 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の6 平18厚告543十六の二(二を準用) | |
| (7) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(R元年10月～) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く)が、利用者に対して、療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次のいずれかに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ① 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の21に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 上記サービス費・加算の合計数(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)の1000分の19に相当する単位数 | 適・否 | | | 平18厚告523別表第5の7 平18厚告543十七 | |

(参照法令等)

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

平26厚令5(区分省令)： 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号)

基準関係： 平18厚令171(指定障害福祉サービス基準、指定基準)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第
条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号)

規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第18号)

平18厚令174(最低基準)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)

最低基準条例： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第18号)

最低基準規則： 愛媛県障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第20号)

平18厚告544(サビ管告示)： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

報酬関係： 平18厚告523(報酬告示)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

平18厚告543： 厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第543号)

平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)

平18厚告551： 厚生労働大臣が定める施設基準(平成18年厚生労働省告示第551号)

平18厚告556： 厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第556号)

療養介護

| 主眼事項 | 着眼点 | 適・否 | 現状・問題点 | 条例・規則 | 根拠法 | 関係書類 |
|---|-----|-----|--------|-------|-----|------|
| 留意事項通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号） | | | | | | |